

第4期 特定健康診査等実施計画

対象期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日

神奈川県電設健康保険組合

令和6年12月（改定）

背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急激な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、令和6年度より6年1期とする「第4期特定健康診査等実施計画」を定めることとし、令和6年4月から本計画に基づき実施する。

神奈川県電設健康保険組合の現状

当健保組合は、電気工事を主たる業とする事業所が加入している総合健康保険組合である。令和5年12月末の事業所数は195社で、ほぼ全ての事業所が神奈川県内に所在している。ただし、支店や営業所等は全国に点在しており、神奈川県内に在勤している被保険者は約7割と推計される。当健保組合に加入している被保険者の平均年齢は45歳で、男性が全体の8割以上を占めている。被保険者の約6割が40歳以上で、被扶養者を含めると特定健康診査の対象者は約6,350名である。

神奈川県内に在住の加入者に係る健康診断は、加入事業所へ出向いて行う巡回健診と、公共施設等で行う会場健診を実施しており、神奈川県外に在住の加入者に係る健康診断は、申請に基づいて費用補助を実施している。また、40歳以上の加入者に係る人間ドックは、契約健診機関で受診する場合は、健診機関において現物として費用補助を実施し、契約健診機関以外で受診する場合は、申請に基づいて費用補助を実施している。

特定健康診査の受診率は、令和5年度が被保険者92.5%、被扶養者47.0%であった。

第一 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の「生活習慣病」の発症や重症化の予防を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診を行い、その結果に基づいて抽出された対象者に対して保健指導を行う。

生活習慣病の発症には、「内臓脂肪の蓄積」が大きく関与しているため、内臓脂肪を蓄積している加入者に対して運動、食事、睡眠、喫煙等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることで生活習慣病の発症予防が可能である。

生活習慣病の発症を予防することができれば、通院患者を減少、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、結果的に医療費の伸びの抑制に繋げるという考え方を基本とする。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

加入者の健康の保持や医療費適正化等の観点から、特定健康診査及び特定保健指導の実施は極めて重要な保険者機能であり、そのためには受診率の向上が最優先課題となる。機関誌やホームページ等での周知徹底を図るなど、実情に合わせた受診促進事業を実施していく。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業所の実施する労働安全衛生法に基づく定期健診と、当健保組合が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査を共同的に実施している。

実施会場や実施日時等については、加入事業所と委託健診機関との事前連絡により調整を行い、健診結果については、委託健診機関から各加入事業所への送付に併せて当健保組合もデータを受領している。

第二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率は、国の基本指針が示す目標値と当健保組合の実情を踏まえ83.0%とする。

また、これを達成するために、令和6年度以降の実施率を以下のとおりとする。

目標実施率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	92.6%	93.0%	93.3%	93.7%	94.1%	94.5%
被扶養者	47.3%	47.4%	47.6%	48.1%	48.6%	49.0%
全 体	81.2%	81.5%	81.8%	82.2%	82.6%	83.0%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率は、国の基本指針が示す目標値と当健保組合の実情を踏まえ18.7%とする。

また、これを達成するために、令和6年度以降の実施率を以下のとおりとする。

目標実施率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
終了者の割合	17.9%	18.0%	18.2%	18.4%	18.5%	18.7%

第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

1. 特定健康診査の対象者数に関する事項

被保険者

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者数	4,750名	4,750名	4,750名	4,750名	4,750名	4,750名
目標実施率	92.6%	93.0%	93.3%	93.7%	94.1%	94.5%
目標実施者数	4,400名	4,417名	4,432名	4,450名	4,468名	4,488名

被扶養者

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者数	1,600名	1,600名	1,600名	1,600名	1,600名	1,600名
目標実施率	47.3%	47.4%	47.6%	48.1%	48.6%	49.0%
目標実施者数	756名	759名	762名	770名	778名	784名

全 体

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者数	6,350名	6,350名	6,350名	6,350名	6,350名	6,350名
目標実施率	81.2%	81.5%	81.8%	82.2%	82.6%	83.0%
目標実施者数	5,156名	5,176名	5,194名	5,220名	5,246名	5,272名

2. 特定保健指導の対象者数に関する事項

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	1,220名	1,220名	1,220名	1,220名	1,220名	1,220名
目標実施率	17.7%	17.8%	18.0%	18.1%	18.3%	18.5%
目標実施者数	216名	217名	220名	221名	223名	226名

3. 特定健康診査等の実施方法に関する事項

当健保組合の特定健康診査は、委託健診機関が各事業所へ出向いて行う「巡回健診」、委託健診機関が公共施設等を使用して行う「会場健診」、任意で選択する健診機関で受診する加入者への「費用補助」に大別する。

① 実施場所

特定健康診査について、巡回健診は各事業所との調整により事業所及び協力事業所等を会場とし、会場健診は対象者の事業所所在地や居住地を考慮した公共施設等を会場とする。また、費用補助は対象者が任意で選択した健診機関を会場とする。

特定保健指導について、集団については神奈川県電設健康保険組合会議室を会場とし、個別についてはICTによるものとする。

② 実施期間

特定健康診査は、巡回健診は6月から10月までの間において実施し、会場健診は6月から10月までの間において実施する。また、費用補助は4月から翌年3月までの間において実施する。

特定保健指導は、通年実施する。

③ 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム 第2編 第2章に記載されている健診項目を含む、当健保組合の定期健康診断（C健診）の項目とする。

④ 案内・周知方法

特定健康診査は、委託健診機関と共同して行う事業所担当者向けの定期健康診断説明会で案内・周知し、後日当健保組合のホームページに動画配信を行なう。また、神奈川県内に在住の40歳以上の被扶養者には、自宅へ特定健康診査の申込書を送付する。

特定保健指導は、特定健康診査の健診結果に基づいて抽出した対象者へ被保険者については事業所を通じ、被扶養者については直接自宅へ申込書を送付する。

機関誌やホームページでも情報提供を行う。

⑤ 受診方法

特定健康診査は、対象となる被保険者は、委託健診機関と事業所が調整した巡回健診または会場健診にて特定健康診査の健診項目を含む定期健康診断（C健診）を受診する。対象となる被扶養者は、自身が申し込みを行った巡回健診または会場健診にて特定健康診査の健診項目を含む定期健康診断（C健診）を受診する。また、

加入者が任意で選択した健診機関を会場とする場合は、特定健康診査の健診項目を含む当該健診機関の健診項目を受診する。

特定保健指導は、対象者である被保険者及び被扶養者は、保健指導に参加し、対象者に合わせた生活習慣の改善計画を立てる。その後、計画を実践し最終評価が行われる。

⑥ 外部委託

委託健診機関と個別契約を締結し、全面的な委託をする。なお、契約を締結していない健診機関については償還払いとする。

⑦ 健診データの受領方法

委託健診機関から電子データを月単位で受領し、当健保組合で保管する。

4. 個人情報の保護に関する事項

当健保組合は、神奈川県電設健康保険組合「個人情報保護に関する基本指針（プライバシーポリシー）」を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。また、データの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

5. 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項

本計画の内容は、当健保組合のホームページに掲載することで、各事業所並びに被保険者等に公表・周知する。

6. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項

本計画については、毎年、健康管理事業推進委員会等において実施状況等を報告し、必要に応じて実施人数、実施方法、目標設定等の見直しを検討する。

7. その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

当健保組合に所属する特定健康診査及び特定保健指導に係る業務を行う役職員には、特定健康診査及び特定保健指導に関する研修等に随時参加させる。